

平成29年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会会議録	
議 題	1 前回会議録の承認 2 平成29年度報告書案（8月調査）について 3 平成29年度報告書案（11月調査）について 4 平成30年度実地調査対象の選定について 5 その他
日 時	平成30年1月11日（木）10時00分～12時10分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	上野委員、加島委員長、砂川委員、西村委員、中野委員
欠席者	塩入委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度第4回会議録の承認 ・ 平成29年度実地調査報告書（8月調査）の承認 ・ 平成29年度実地調査報告書（11月調査）の承認 ・ 平成29年度実地調査対象について再度検討
議 事	<p>1 開会、会議の定足数確認 （事務局） 本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。 平成29年度第5回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の開会に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。 本日は、委員5名の御出席をいただいております。横浜市個人情報保護審議会規則第5条第3項により準用する、同規則第4条第2項に規定する、委員の過半数の出席という要件を満たしておりますことを、御報告いたします。 この後の進行につきましては、委員長よろしくお願ひいたします。 （加島委員長）ただ今から委員会を開会します。本日の会議は公開で行います。</p> <p>2 前回会議録の承認 （加島委員長）それでは、これより議事に入ります。まず、「(1) 前回会議録の承認」です。前回の会議録につきましては、既に送付済みですが、送付後に一点修正がありましたので、事務局から説明をお願いします。 （事務局） 先日送付しました議事録の中で修正がありましたので、御確認をお願いします。先日送付時点では資料1の10ページ、中野委員の一つ目の発言が「場合によっては一回的に職員が現場に同行するかどうか」となっていましたが、中野委員に御確認をさせていただきました、「一回的に」という表現を削除しました。修正点は以上となります。 （加島委員長）他に何か御意見等がありますでしょうか。特に御意見がなければ承認としたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、承認します。</p> <p>3 平成29年度報告書案（8月調査）について （加島委員長）次に、「(2) 平成29年度報告書案（8月調査）について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>

- (事務局) こちらの報告書につきましては今回の委員会が最終決定となりますので、改めて御議論いただきたいと思います。内容に関しては前回確定したのから変更はありませんが、報告のために資料の体裁を整えておりますので、御確認ください。
- (事務局) 最後のページの委員名簿ですが、西村委員の部署名に「リスク管理部」が抜けていました。資料2、資料3併せて修正させていただきます。失礼しました。
- (加島委員長) 委員の方からは特によろしいでしょうか。それでは、委員名簿の修正を入れて、今回の案で確定します。その他、補足説明を事務局からお願いします。
- (事務局) 今後の流れについて御説明いたします。まず、次回の審議会におきまして、第三者評価委員会から審議会に報告書を提出し、審議会から実施機関に報告書を提出する運びになります。具体的には、1月31日の審議会に報告書を提出し、その後2月中旬に、加島委員長から、実施機関の代表である市長に、対応は副市長となりますが、報告書を提出する予定としております。なお、個人情報保護審議会の花村会長についても、御出席いただく予定となっております。提出後、記者発表を行い、市のホームページにも報告書の内容を掲載し、各職場にも周知を図る予定としております。以上です。
- (加島委員長) それでは、報告書について質問等はございますか。ないようであれば、次の議題に移りたいと思います。

4 平成29年度報告書案（11月調査）について

- (加島委員長) 次に、「(3) 平成29年度報告書案（11月調査）について」に移りたいと思います。前回の意見を受けて、修正案が出されています。事務局から説明をお願いします。
- (事務局) こちらも、今回の委員会が最終決定となりますので、修正案について改めて御議論いただきたいと思います。まず、担当係長から説明させていただきます。
- (事務局) <資料3に基づき説明>
- (事務局) また、事務局から皆さまに御検討いただきたい箇所があります。4ページの定期的な在庫確認の部分ですが、「2か月に一度程度」という表現について御検討いただきたいと思います。ここについては明確な記録が確認できませんでしたが、できれば月一度、ただ枚数が多く大変ということであれば2か月に一度という話もあったと思います。一方で、戸籍課を統括する窓口サービス課ではなかなか2か月に一度というのも作業的に厳しいという認識があるようで、四半期に一度程度ではどうだろうということを申しております。区役所に確認したところ、今回の事故を受けて一斉に在庫確認をしたが、リストには交付済みのカードも含むので、照合に時間が掛かるとのことでした。責任職二人で時間外に行いましたが、数日掛かったようです。このため、「2か月に一度」という表現を更に厳しくするべきか、それとも裁量を残した表現にするべきか、というところです。
- (加島委員長) それでは、修正案について皆さんの御意見を伺いたしたいと思います。在庫確認についてはいかがでしょうか。
- (上野委員) 廃棄してもよいカードを持っていたり、突き合わせをするリストがまだできていない段階です。でき上がってきた状態では2か月に一度でやって欲しいというのがあっても、段階的に進めていくという

のを加えたほうがよいのではないのでしょうか。あまり大変だとどうしても手が抜けてしまうところがあります。やはり四半期に一度では少ないかなというのはあります。本当は最終的に1か月に一度実施して欲しいです。

段階的な形で示せば、具体的な数字を出しても抵抗なくやっていってもらえるかなと感じました。

(中野委員)あまり無理な作業をお願いして現場が潰れても目的を達しないという思いがあります。同時に、我々がセキュリティ基準を緩める発言ができるかという、それも難しいので、どうしようかと思いました。今の指摘の前にも、誰が「2か月に一度」と言ったのか分からないので、対応に窮すると思いました。

最終的な目標としては「2か月に一度」というのを入れ、現時点から必ずではないという留保を付けるのが一つあります。あとは各区役所の実情に委ねるといって形にしてもよいかと思えます。

もう一つは2か月に一度全部点検しなければならないのか、一部分だけでも毎月点検している形を取ったほうが職員の心理的抑制になるのかというところがあります。複数の方法を提起するのもありだと思います。つまり、全体の一部について毎月点検し、1年で全体的にできるようなスケジュールを立て、どこを点検するかは職員には告げずに点検される、ということだけを言うのも心理的抑制としては有効だと思います。そういった方法も勘案しながら適切な方法を探していくことしかできないだろうと思います。

(加島委員長)実際に点検しなければならないこともありますが、内部の犯行だった場合には、3か月に一度しかやってないのだなと犯人は分かるわけです。そうすると、3か月間見られないなと思われる可能性もあります。抑止力も含めて、もっと頻繁にやったほうがよいと思います。事務改善の方法で、もっと簡易にするとか、何かできないですか。

(中野委員)簡易には難しいでしょう。複数の区役所ではなく、市で一括管理するとか、連携共有の形で事務を削減する方がよいか、あるいはこの時代はリスクが高いから、アウトソーシングができるかは分かりませんが、そうした形での業務改善のほうがよいです。

ただ今は国がマイナンバーカードの交付数を増やすために、各行政区画単位で交付することを求めている気がするので、なかなか一か所で全部管理するのは難しいと思います。

(砂川委員)通常の事務では、やはり1か月とか四半期という単位が多いと思うので、これだけ急に2か月というのは根拠がないかなと思います。市の他の業務で2か月に一度のものがあれば、それに準じてというのは説明がつくと思います。いろいろな話合いで1か月では大変だからと出たのだとは思いますが、「2か月」という文書にしてしまうと、なぜ2か月にしたのかということになってしまうので、違和感があります。

確認の方法は、1対1で名前を見ての確認を毎月行う必要があるのか、それとも総数の確認を毎月行って、どこかのタイミングで1対1の確認するのか、いろいろ考えられるかと思えます。

(中野委員)今の砂川委員の、総数の確認と名前の確認を並立させて、組み合わせる方法もあるのではないかというのは一つの考え方だと思います。そういったアイデアを幾つか提案し、現場に適切なものを選んでもらって、その中でもより良い、現場でもできるアイデアが生

き残っていくという形を考えていかざるを得ないのかと思います。

(上野委員) 難しいかもしれませんが、月に一度にもっていくために現状に合わせた計画を作ってもらえればと思います。最初の頃は総数確認と名前確認とか、何番から何番までを順にずらしていく等、月に一度マイナンバーカードの確認作業を何かしら行うことをスタートにした計画を作ってもらおうとよいと思います。確かに方法は選んでもらうのですが、自分たちの区の中だけでやるのではなく、公にして、約束したから、やりますというのがあった方がよいと思います。

(西村委員) 頻度を長くしてしまうと、「同一の担当者が同じマイナンバーカードの確認作業に携わる回数は連続2回を限度」という意味が薄れてきてしまいます。3か月にすると、点検する側に悪意があれば、6か月間は自分のしたことを見逃せます。それは本末転倒です。私は流れとしては1か月に一度だったのかなと思います。点検者側に悪意があっても、3か月以内に発覚するという意味で、連続で担当できるのは2回まで、3回目は違う人、目を替えてやってくれということです。

ただ、一人が何千もあるものを数えるのは無理なので、この部分はあなたにやらせる。この部分はあなたにやらせる、ということです。それは一人でやるということが後段に書かれていますが、当然ありだと思います。その部分についても同じ人が連続して3回やったらいけないとか、そこは組み合わせで、何か悪いことをやろうとしても分かる仕組みが必要なのかなと思います。

一応念のための確認ですが、点検記録表は作られる前提でよいでしょうか。いつ誰が点検したか分かるような仕組みが大前提です。業務日誌レベルではなく、きちんと点検記録表を付け、前回誰がやったかを分かるようにするべきです。

(事務局) 5ページ2段落目最後の「担当者を記録簿に記録し」というのが兼ねているようなイメージだと思います。ここにもう少し分かりやすい表現を加えます。

(上野委員) しばらくの間、記録を所管に提出してもらったらと思います。提出することで、きちんとやらなければならないというプレッシャーがかかります。

(中野委員) もちろん、写しという形でよいですが。今の段階で書いてしまうとかなり負担が多くなります。一方で、あまり取りに来ないカードは返還できるようになるかもしれません。業務システム全体として、交付が落ち着いて、各区役所ではなくて市で一括管理するとか、交付台帳やチェックの台帳なども電子化して中央からアクセスできるようにすれば、それらの業務の手間を減らすことはできるだろうと思います。まだどのぐらい定着するか、はっきりしません。今踏み切るのは難しいと思いますが、将来的にはそういった状況変化も考えて、そのときそのときに応じた体制の見直しを検討していったらと思います。

(砂川委員) 有価証券の決算をするとき、有価証券はあまり動かないので金庫に入っているのですが、毎年同じものを同じだけ数えるのもどうかと思うので、もう動かないものは一度数えたら封印をし、開けないようにして、そこはもう開いていないことを確認して、この中は変わらない、とします。この作業がこの話に適しているかは難しいですが。

例えば、3か月たったものは捨ててよいけれど、残っているものがたくさんある部分についても、来ない前提で閉じてしまったらと思

ます。万一来たら開けなければいけないので次の月はちゃんと数えなければいけないということで効率化を図る方法もあるかなと思います。全く動いてなくて、全く開いた形跡のないものをもう一度数えてどこかへいってしまうくらいなら、もうアクセスできないようにしてしまうというのがあるのかなと思います。

(上野委員) 捨ててよいものは捨てないといけません。それは区のレベルからではなく、市のレベルから言わないと、もし取りに来たらと思ってしまいます。まずは捨てるものを捨てないと、在庫確認が大変です。カードの数を聞いたとき、そう簡単にはできないと個人的には思いました。まずそこがスタートだと思います。

(西村委員) 規定を作っていて、よく3か月に一度以上というような表現を使うことはあります。自分の区は危ないと思ったら、2か月に一度やってみるとか、そこはそれぞれの区の裁量に任せると。ただ、あまりにも長くして、もし事件が起きたら、どういう管理をしているかと問われてしまいます。少し自信がないところは、まずは3か月以内に必ずやる、というところから始める手もあります。

(加島委員長) いろいろアイデアがありましたが、まとまりますか。書くのはやはり月に一度程度で、方法についてはここに書き込むわけではないので、口頭で考えろということではだめですか。

(中野委員) そこは、まあ、お任せしますということですね。

(加島委員長) 最終的には等の表現をいれますか。まあそれを検討してください、という感じですかね。

(中野委員) 前回の委員会では、もう一度マイナンバーを見に行くという話があったと思うのですが、こういう件が出たので、審議会のほうから、実際ここで出た勧告がきっちり守られているかどうか確認してくれると言われるのであれば、それを考えた上での記載を入れたほうがよいです。そこはどんな感じですか。

(加島委員長) この後の議題でやるのですよね。

(事務局) そうですね。

(加島委員長) やりっ放しではなくて、見たほうがよいですね。ここがメインでなくても、本当にこのとおりやっているのかチェックは必要です。別に現地へ行かなくても報告としてでもよいですが。今回のことは必ずフォローしないとイケないと思います。その時にどういう形でやっているかは聞けると思います。

(中野委員) どうしても書き込まなければならないと思ってはいないので、どちらがより適切か判断してもらえればと思います。

(事務局) ここのところは事務局でまた表現を考えて、皆さんにメールで御相談します。日程的には、1月31日の審議会で確定したものを提出したいと考えています。間に合うように調整します。今御議論いただいた中では、抑止という点では毎月にして、間隔が開かないほうがよいという大事な考え方があったと思います。その考え方を書いておいた方がよいのかなという気がします。

(加島委員長) よろしいでしょうか。他にございますか。

(上野委員) 2ページの「視点」でア、イ、ウ、エで挙がっていますが、後ろの対応状況と研修状況で逆にしたと言っていました。

(事務局) そうですね。大変失礼しました。

(上野委員) あと、文言が「研修の徹底について」になっていますが、こっただけ改善策のようになっています。「職員の研修の状況について」と

したらと思います。

(事務局) こちら側では(2)(3)の表現に合わせます。

(加島委員長) ウとエを逆にすることですね。

(事務局) そうです。

(加島委員長) 他にございますか。では私から、全体を読んで、重大事故の割にはさらっとしているかなと感じます。群馬大学病院の内視鏡事件の第三者評価報告書を読みました。事の重大性に鑑み、病院として完全に今までのやり方を変え、新しい病院に生まれ変わるというぐらいに書かれています。そこまではよいですが、そもそもマイナンバーに対する個人情報の管理というのは、「特定」と付けて、今の個人情報保護法よりも厳しい法を作っています。それにも関わらず事故が起きました。

市長の諮問文の中にも、「保管していた交付前マイナンバーカード21枚を紛失する事案が発生した。このようなことは横浜市への信頼を失わせるだけでなく、マイナンバー制度への信頼を揺るがすものである」という言葉が入っています。マイナンバーを使って効率化しようという動きの中でこういう事件が起こったことは、審議会として大変遺憾だ。組織を挙げて、二度とないような対策をちゃんとやるべきだ、ということはまとめか、頭の部分に書いたほうがよいのかなと思います。

(中野委員) 群馬大学病院の内部調査報告書ですか。外部のですか。

(加島委員長) 外部ののです。

(中野委員) 我々は諮問を受ける立場なので、我々がやりますと言っても文脈はおかしくなりますが、今、委員長が言ったようなことを最後に付け加えてもよいのかなとは思いますが。

(事務局) 委員会としての立場でそういうことをきちんと一言付けておくことはよいことだと思います。それを受けて、審議会も同様であるという風な流れになると思います。

(事務局) 構成としては最後ですかね。

(加島委員長) 最後のまとめの形です。

(事務局) では、この部分につきましても、事務局でまた作ったものを送ります。

(加島委員長) できれば副市長に渡すときも、その部分を強調して言いたいと思います。マイナンバーはこれからいろいろと使われていくし、この21枚がなくなったことは市民の不安を助長することになるので、しっかりやってもらいたいということを付け加えたほうがよいかなと思います。

(事務局) 報告書の目次に1から3とあります。この後「4 まとめ」ということで付けます。

(加島委員長) はい。他にございますか。それでは、報告書こちらの報告書の内容については、31日の審議会で確定したいと思います。その他、補足説明を事務局からお願いします。

(事務局) 今後の流れについて御説明いたします。報告書については次回の審議会におきまして、第三者評価委員会から審議会に報告書を提出します。

その後、2月中旬に審議会の花村会長から報告書をもとに検討された答申が提出される予定となっております。

(加島委員長) それでは、報告書について質問等はございますか。ないよう

であれば、次の議題に移りたいと思います。

5 平成30年度実地調査対象の選定について

(加島委員長) 次に、「(4) 平成30年度実地調査対象の選定について」に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回の会議で皆様からいただいた御意見を踏まえて、改めて資料を作成いたしました。スケジュール上では、今回の会議で対象を最終決定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。資料の説明については、担当係長から御説明します。

(事務局) <資料4に基づき説明>

(中野委員) マイナンバーをやらなければならないとか、そういったくくりがあるわけではないですか。3年から5年でということ聞いたような気がしないでもないです。

(事務局) マイナンバーの監査、自主点検といった仕組みを考えていく中で、第三者の立場でも見てもらえればということで、制度発足から5年程度はマイナンバーを中心に見てもらえればということで話をしました。特に何か形として決まったものではありません。

(中野委員) 制度についての我々自身の理解が進まない、監査で見に行っても理解できない部分が出てきてしまいます。11月の件についても報告書を上げて、その後でフォローアップが必要です。

それから、私自身、委員を交代することになります。その方には初めての監査になります。となると、今回と同じ戸籍課をもう一つ見据えたほうがうまくいくのかなと思います。むしろ期間が決まっていなのであれば、急ぐよりは確実にフィードバックを心掛けたほうがよい気がします。そこについても、もし他の委員の御意見もあれば。

(砂川委員) 戸籍課以外もマイナンバーを中心にとということでしょうか

(中野委員) そうでもないと思います。

(砂川委員) 生活支援課になったら、もちろんマイナンバーを扱っているもので、その部分も見られるけども、通常どおり個人情報の取扱いも見るという感じですかね。

(中野委員) 広範に個人情報の管理をとということになります。

(上野委員) これを読んでいると、旭区でなくなってしまったということですか。

(中野委員) 申請に来たときに本人確認でマイナンバーカードを受け取り、コピーした後に、返したことを確認したと思ったら返っていなかったらしいです。コピー機の蓋に付いて、裏に落ちたのではないかと考えて随分捜したけれど、やはりそうではなくて、そこについて今後は改善する必要があるという話になりました。

できれば生活保護が特にという話ではないですが、身分確認とコピーの仕方が問題でもあり、そういう事件が起きたということなので、生活支援課への調査も一つあり得る話でした。その話が出る前は、戸籍課にもう一度行こうかということでした。

(加島委員長) では中野委員が言ったように、3年やるとして、来年もまたやるとしたら、来年の調査対象も考えて選んだ方がよいですね。来年、マイナンバーを拡大する部分はありますか。銀行は今年から任意ですね。

(中野委員) 銀行や社保などは役所内の話ではないので、そこはよいでしょうが。庁内連携について。

(加島委員長) 税務はもう始まっていますね。

(事務局) 始まっています。まだ時期ははっきり承知していませんが、子育て関係はマイナポータルを通じてワンストップで申請し、区役所で処理をする事業が始まります。

(加島委員長) いつからですか。今年ですか。

(中野委員) 本来のスケジュールではもう始まっているはずですが。

(加島委員長) いずれにしても、来年は子ども関係を中心に見るとすれば、今年は生活支援課と、もう一つ戸籍を見るかどうかです。

(上野委員) 戸籍を見るのはよいですが、一応、報告や意見で投げかけたので、実際に実現してもらってからというところかなと。やってもらわなければならないことは、区が違ってても基本的なところは変わりません。旭区はマイナンバーカードうんぬんではなく、お客様から預かったものをどう返すかというところだとは思いますが。ただ、マイナンバーカードがあるというところで、職員たちに意識を新たにしてもらうためのよい起爆剤だと思います。その関連で見ていくとよいのかなと思います。なので、もう一か所行くときに、神奈川区の生活支援課に行くとかね。

(事務局) 確かに、戸籍課は全く新しい業務としてマイナンバーを取り扱っています。戸籍以外の課は、これまでの業務の中にマイナンバーが入ってきているという感じですね。今まで使っていた普通の書類にマイナンバー記入欄がよい、それをマイナンバーの入った特定個人情報として取り扱わなければいけないということです。

(中野委員) ピンポイントにマイナンバーに絞ってしまうと、調査できる事項そのものがかなり定まってしまう。一方で、マイナンバーが加わったことは、番号が一つ増えたという認識で、リスクを十分に認識していない可能性もあります。今回、事故が発生して、その点については重々考えてもらうきっかけとして行くことは有意義ではないかと思えます。対象としてはマイナンバーに限る話ではなくて、マイナンバーも含めた広範なもの。ただし、マイナンバーもきっちり聞かせていただくという形でよいとは思いますが。他の区の生活支援課はどうですかね。

(砂川委員) そういう観点でみると、生活支援課の業務全般を見て、午前は生活支援課、午後は違う課という、我々がいっぱいいっぱいかなと思えます。

(中野委員) 混乱する可能性がありますね。

(上野委員) 生活支援課を二つ見るのはどうでしょうか。神奈川区の生活支援課など。

(中野委員) 我々が行くのが特定の区に集中すると、いろいろ言われますか。

(加島委員長) 時間が限られているから、税務課とか、また別の課は一からとなってしまうですね。

(中野委員) いきなりは難しいでしょう。

(加島委員長) 結局、申告は税務署なので、番号をもらっているだけです。どうやって管理しているかです。

(砂川委員) 地方税で、給与支払報告書の提出先は各区ではなく、どこか一括していると思えます。もう入力されたデータが入っているものを管理するくらいかと思えますが。

(事務局) 市・県民税の申告は別です。各区で収集します。

(上野委員) 所得税がかからない人は、区に直接です。

(砂川委員) 申告書は各市に出すのですね。
(事務局) そうです。国税は国税で一括して収集します。市・県民税は各区のほうです。
(砂川委員) 法定調書や給与支払報告書みたいなものも全部、一括して徴収センターで収集するのですか。
(事務局) はい。特別徴収センターです。
(砂川委員) 市民税の申告書は各市ですかね。
(事務局) そうです。特別徴収ではない人については、確定申告が出た分は税務署から来ます。それ以外は直接市に申告書が必要です。
(上野委員) 所得税が課されていない人は区に出すのですね。
(事務局) そうです。
(上野委員) それは市民に直接対応するということになります。
(事務局) そうです。
(上野委員) 税務署から送ってくる分は、期日がそろっていると思うので、区に直接申告に行く人達はマイナンバーの収集事務が随時出てくるのですかね。
(事務局) 農家や自営業は全部それが来ます。
(砂川委員) 各市に提出先があるのですね。
(事務局) はい。
(加島委員長) では、どこの区にするかですね。
(事務局) 二俣川からは、高速でどこでも行けます。
(上野委員) 今まで行ってない区はありますか。
(中野委員) 規模の問題があるので、行っているかどうかで区別しなくてもよいとは思いますが。
(事務局) 今まで行ってない区は複数あると思いますので、お調べしておきます。
生活保護の件数が圧倒的に多いのは中区です。簡易宿泊所を持っているのが中区、神奈川区と南区です。生活保護者数は中区、南区です。
(上野委員) 中区は行ったことがありますか。
(事務局) 中区はなかったと思います。
(事務局) 業務量が全然違います。
(中野委員) 業務量も業務の質もかなり変わってきます。
(事務局) それもあります。受給者の数が圧倒的に違うので、そうですね。
(加島委員長) 事務局で案を作ってもらって、またこの次に検討しましょう。他になにかありますか。
では、30年度はA区と他区の生活支援課にしたいと思います。他の区については事務局から案を作って、ということよろしいでしょうか。
(事務局) では、御意見を踏まえて調整し、改めて御連絡いたします。

6 その他

(加島委員長) それでは次にその他になりますが、事務局から何かありますか。
(事務局) 事務局からは特にございません。
(加島委員長) では、委員の皆様からは何かありますか。
それでは他に、事務局から何かありますか。
(事務局) 最後に、次回委員会の開催日について、御都合をお伺いしたいと思います。次回委員会の開催日については、3月29日(木)午前10

	<p>時から本日と同様、関内中央ビル5階特別会議室ということで考えておりますが、いかがでしょうか。それでは、次回委員会は3月29日午前10時からと決定させていただきます。</p> <p>(加島委員長) はい、ありがとうございました。</p> <p>(事務局) 事務局からは以上でございます。</p> <p>(加島委員長) それでは、本日予定いたしました議事は以上ですので、会議を終了いたします。</p>
資 料	<p>資料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成29年度第4回委員会会議録 2 平成29年度報告書案（8月調査） 3 平成29年度報告書案（11月調査） 4-1 平成30年度実地調査スケジュール案 4-2 区役所における主なマイナンバー利用事務一覧について

本会議録は、平成30年3月29日平成29年度第6回横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会 委員長 加島 保路